

一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札等参加資格者登録要綱

財団法人札幌市住宅管理公社指名競争入札等参加資格者登録要綱
(平成 13 年 2 月 14 日制定) の全部改正 (平成 23 年 1 月 31 日制定)

改正	平成 25 年	1 月 24 日
	平成 25 年	3 月 27 日
	平成 29 年	2 月 1 日
	平成 30 年	2 月 7 日
題名・・・改正	平成 25 年	1 月 24 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、一般財団法人札幌市住宅管理公社財務会計規程(昭和 52 年 11 月 18 日規程第 6 号)及び一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領(昭和 52 年 11 月 18 日制定)の定めるところにより、理事長が締結する契約案件(以下「契約案件」という。)に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする競争入札等参加資格者(以下「参加資格者」という。)の登録に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(登録資格)

第 2 条 参加資格者の登録を申請する者は、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であって、かつ、第 4 条に定めるいずれかの取扱業種・工種に登録されている者であること。

(登録時期)

第 3 条 競争入札の参加資格者の登録は、次条別表 1 に掲げるものにあつては 3 年に一度、同条別表 2 に掲げるものにあつては 2 年に一度行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、必要があると認めるときは、同項の規定による登録を実施しない時期においても、登録を行うことができる。

(登録業種・工種)

第 4 条 理事長は、登録をしようとする者に対し、契約案件ごとに定める業種分類表(別表 1)及び工種(業種)分類表(別表 2)により、希望する取扱業種・工種について申請させるものとする。

(登録申請の方法)

第 5 条 参加資格者の登録を申請する者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 競争入札等参加資格者登録申請書(役務、工事・建設関連サービス)
- (2) 札幌市の競争入札参加資格認定通知書(物品・役務、工事・建設関連サービス・道路維持除雪)の写

(登録可能な業種・工種の数の制限)

第 6 条 参加資格者の登録を申請する者は、第 4 条別表 1 に掲げるいずれか一の中分類(業種)及び同条別表 2 に掲げるいずれか一の中分類(業種又は工種)に登録を申請す

ることができる。ただし、同条別表2（「6 機械設備」及び大分類「建設関連サービス」を除く。）に登録を申請する者は、札幌市内に本店が登記されている者に限る。

（資格の決定、通知及び登録）

第7条 理事長は、申請書類の審査の結果、申請者が競争入札の参加資格を有すると決定したときは、第4条別表1及び同条別表2に基づきその取扱業種・工種を決定したうえで、競争入札等参加資格者登録通知書により当該申請者に通知するとともに、一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札等参加資格者名簿に登録するものとする。

2 理事長は、申請書類の審査の結果、申請者が登録資格を有しないと決定したときは、競争入札等参加資格者不登録通知書により当該申請者にその旨を通知するものとする。

（登録の有効期間）

第8条 第3条第1項の規定による登録の有効期間は、登録の属する年度から起算して3年間又は2年間とする。

2 第3条第2項の規定による登録の有効期間は、理事長が定める日から第1項で定める登録期間の満了する日までとする。

（申請事項の変更）

第9条 参加資格者は、別表3に掲げる申請事項に変更が生じたときは、変更事項を確認できる書類を添付して速やかに競争入札等参加資格変更申請をしなければならない。

（参加資格者の登録及び業種・工種の承継）

第10条 参加資格者は、合併、営業譲渡又は会社分割等により登録又は業種・工種の承継をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して競争入札等参加資格者変更申請を行うことができる。

(1) 札幌市競争入札参加資格者合併等（合併・事業（営業）譲渡・会社分割）届の写

(2) 札幌市の競争入札参加資格認定通知書（前号の届出内容によるもの）の写

2 第5条から第7条の規定は、参加資格者の登録又は業種・工種の承継に係る申請等の手続きについて準用する。

（参加資格者の登録業種・工種の変更）

第11条 参加資格者は、登録業種・工種の変更を希望する場合、第3条第1項に定める期間中の年度当初において変更申請を行うことができる。

2 第5条から第7条の規定は、参加資格者の登録業種・工種の変更に係る申請等の手続きについて準用する。

（参加資格者登録の取消し）

第12条 理事長は、参加資格者が次の各号に該当することとなったときは、その登録を取消すことができる。

(1) 第2条に規定する登録資格を喪失した者

(2) 第3条に規定する登録において虚偽の申請をした者

(3) 当公社の入札、契約又は工事等に関して不正不実の行為を行った者

（実施細目）

第13条 この要綱の実施について必要な事項及び様式は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年 2月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱(以下「改正後の要綱」という。)の施行の際現に改正前の財団法人札幌市住宅管理公社指名競争入札等参加資格者登録要綱の規定に基づく指名競争入札等参加資格者名簿(以下「参加資格者名簿」という。)に登録されている者は、改正後の要綱の施行日に、改正後の要綱の参加資格者名簿に登録された者とみなす。この場合において、当該登録された者とみなされる登録の有効期間は、改正後の要綱第8条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年 1月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱(以下「改正後の要綱」という。)の施行の際現に改正前の財団法人札幌市住宅管理公社競争入札等参加資格者登録要綱の規定に基づく競争入札等参加資格者名簿(以下「参加資格者名簿」という。)に登録されている者は、改正後の要綱の施行日に、改正後の要綱の参加資格者名簿に登録された者とみなす。この場合において、当該登録された者とみなされる登録の有効期間は、改正後の要綱第8条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年 2月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際に、改正前の要綱に基づいて既に参加資格者名簿に登録されている者の有効期間は、第4条別表1に該当する者は平成30年3月31日まで、同条別表2に該当する者は平成29年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

業種分類表

札幌市に登録しているサービス業のうち次の業種

大分類	中分類	小分類
一般サービス業	1 機械・家具等保守・修理業、 その他小規模修理・修繕業	(1)機械保守・修理業 ※一般機械器具、電気機械器具、精密機械器具保守・修理業を含む (2)家具修理業 (3)その他保守・修理業 ※市有施設等小規模修繕業を含む
	2 情報サービス、研究・調査 企画サービス業	(1)ソフトウェア業 (2)情報処理サービス業 (3)その他情報サービス、研究・調査企画サービス業
	3 計量証明業	(1)環境計量証明業 (2)その他計量証明業
	4 建物清掃業	(1)建物一般清掃業 ※じゅうたんクリーニング、高層外装清掃業含む
	5 建物環境衛生管理業	(1)室内空気環境測定業 (2)水質検査業 (3)貯水槽清掃業 (4)ねずみ・昆虫等防除業 (5)排水管清掃業
	6 警備業	(1)機械警備業 ※施設警備業、その他警備業を含む
	7 建物設備等保守管理業	(1)電気設備保守業 (2)機械設備保守業 (3)消防設備保守点検業 (4)電話交換業 (5)その他建物設備等保守管理業
	8 廃棄物処理業	(1)一般廃棄物処理業 (2)産業廃棄物処理業 (3)その他廃棄物処理業
	9 公園街路樹等管理業	(1)公園街路樹等管理業 (2)庭園等管理業
	10 その他サービス業	(1)他に分類されないサービス業

工種（業種）分類表

札幌市に登録している工事（建設関連サービス業）のうち次の工種（業種）

大分類	中分類	備 考
工 事	1 土 木	B級及びC級に限る。
	2 造 園	
	3 建 築	
	4 電 気	
	5 管	
	6 機械設備	
	7 塗 装	
	8 防 水	
	9 建 具	
	10 通 信	
	11 屋 根	
サ ー ビ ス 業 建設 関 連	1 建築設計・監理業	
	2 土木設計・監理業	
	3 設備設計・監理業	

変更届を要する申請事項

変 更 事 項	添 付 書 類
1 商 号 又 は 名 称	登記事項証明書 (使用印鑑の変更も行うこと)
2 代 表 者 (職 ・ 氏 名)	登記事項証明書 (契約締結権限等を委任する場合は、新たな委任状が必要)
3 本 店 所 在 地	登記事項証明書
4 受任者 (支店長名等) (職 ・ 氏 名)	代表者の委任状及び使用印鑑変更届
5 受任者 (支店等) の名称 及び所在地	
6 使 用 印 鑑	使用印鑑変更届
7 電 話 番 号	
8 F A X 番 号	